

記号		b-12-2
区分	大分類	専門的・技術的職業従事者
	中分類	その他の保健医療従事者
	小分類	その他
解説		あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の免許を有し、あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復の施術の仕事に従事するもの。または医療監視員、薬事監視員など[b-9-1～b-12-1]に含まれない専門的・技術的な医療・保健衛生の仕事に従事するものをいう。
補足		
業種例		あん摩マッサージ指圧師;はり師;きゅう師;柔道整復師;はり指導員(視覚障害者更生施設);整骨師;接骨師;指圧師;骨つぎ師;医療監視員;薬事監視員;環境衛生監視員;食品衛生監視員;食品衛生管理者;環境衛生指導員;衛生管理者(医師・保健師・看護師でないもの);建築物環境衛生管理技術者;家庭用品衛生監視員;毒物・劇物監視員;義肢装具士;心理カウンセラー(医療施設)

業種一覧にもどる